

株式会社扇島パワー 扇島パワーステーション

環境影響評価方法書に係る

審 査 書

平成16年6月

経 済 産 業 省

原子力安全・保安院

目 次

1. はじめに
2. 事業特性の把握
 - (1) 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項
 - (2) 特定対象事業の内容に関する事項であり、その変更により環境影響が変化する事項
3. 地域特性の把握
 - 3-1 自然的状況
 - (1) 大気環境の状況
 - (2) 水環境の状況
 - (3) 土壌及び地盤の状況
 - (4) 地形及び地質の状況
 - (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
 - 3-2 社会的状況
 - (1) 人口及び産業の状況
 - (2) 土地利用の状況
 - (3) 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - (4) 交通の状況
 - (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6) 下水道の整備状況
 - (7) 廃棄物の状況
4. 環境影響評価項目
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性

1. はじめに

扇島パワーステーションは、株式会社扇島パワーが神奈川県横浜市に天然ガスを燃料とする出力129万kWの発電設備を新設するものである。

本審査書は、株式会社扇島パワーから、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成16年1月22日付けで届出のあった「扇島パワーステーション 環境影響評価方法書」について、事業者が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査の結果をとりまとめたものである。

審査に当たっては、原子力安全・保安院が定めた「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成13年9月7日付け、平成13・07・09原院第5号）に照らして行い、審査の過程では、原子力安全・保安院長が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定により提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく神奈川県知事及び東京都知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査を行った。

2. 事業特性の把握

(1) 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

① 特定対象事業実施区域及び名称

所在地：神奈川県横浜市鶴見区扇島2番1，2番5，4番1
 東亜石油(株)扇島西貯油所（昭和シェル石油(株)用地）及び
 東京ガス(株)扇島工場敷地の一部
 名称：扇島パワーステーション

② 原動力の種類

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

③ 特定対象事業により設置される発電所の出力

1, 290, 000kW（430,000kW×3基；気温5℃、発電端出力）

(2) 特定対象事業の内容に関する事項であり、その変更により環境影響が変化する事項

① 主要機器等の種類

主要機器	概要
ガスタービン	開放サイクル型（3機）
蒸気タービン	混圧復水型（3機）
排熱回収ボイラ	自然循環型（3機）
発電機	三相交流同期発電機（3機）

② 発電用燃料の種類

燃料	概要
種類	天然ガス
使用量	LNG換算 約150万t／年 （最大使用量約4,300t／日）

③ ばい煙に関する事項

項目	単位	単機	3機合計
排ガス量（湿ガス）	m ³ N/h	2,200,000	6,600,000
煙突の高さ	m	85	—
煙突出口ガス温度	℃	85以上	—
煙突出口ガス速度	m/s	約32	—
窒素酸化物	排出濃度	ppm	5以下
	排出量	m ³ N/h	15以下

※1. 諸元は定格運転時（気温5℃、100%出力時）の値である。

※2. 排出濃度は、乾きガスベースであり、O₂濃度16%の換算値である。

※3. 窒素酸化物排出抑制対策として、低NO_x燃焼器の採用及び排煙脱硝装置の設置を行う。

④復水器の冷却水に関する事項

復水器の冷却には、海水冷却方式を採用する。

取水方式	カーテンウォール方式（深層取水方式）
放水方式	オープンチャンネル方式（表層放水方式）
冷却水量	最大約 29m ³ /s
復水器設計水温上昇値	7℃

⑤用水に関する事項

発電所で使用する用水のうち、生活用水は川崎市上水を使用し、それ以外の用水は横浜市工業用水を使用する。

⑥一般排水に関する事項

一般排水は、排水処理設備にて「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準に適合した水質に処理し、海域に排出する。

⑦騒音、振動に関する事項

主要な騒音・振動発生機器は、ガスタービン、蒸気タービン、排熱回収ボイラ、発電機及びポンプ類である。騒音低減対策として低騒音型機器の採用、防音カバーの設置等を行い、振動低減対策として強固な基礎とする等を行う。

⑧工事に関する事項

イ. 主要な工事の概要

準備工事、基礎工事、機械装置据付工事及び取放水設備工事がある。

準備工事：工事に必要な仮設事務所等を設置する。

基礎工事：主要機器の配置計画に基づいて、杭打ち、掘削等により基礎を構築する。

機械装置据付工事：搬入した主要機器を組み立て、設置する。

取放水設備工事：施工区域周辺を予め汚濁拡散防止膜で囲って濁水の拡散防止を図り、所定の深さまで掘削・床付け及び構造物の敷設を行う。

ロ. 工事期間

1号機

2号機

3号機

着工予定時期：平成19年7月、平成20年7月、平成21年7月

運転開始予定時期：平成21年12月、平成22年12月、平成23年12月

ハ. 工事工程

着工後の年数		1	2	3	4	5					
着工後の月数		0	6	12	18	24	30	36	42	48	54
全体工程											
		着手▽	着手▽	着手▼	着手▼	着手●	着手●	運開▽	運開▼	運開●	
1号機	準備工事	(1)									
	基礎工事 (取放水設備工事)		(13)								
	機械装置据付工事			(10)							
	試運転					(6)					
2号機	準備工事		(1)								
	基礎工事			(13)							
	機械装置据付工事					(10)					
	試運転							(6)			
3号機	準備工事				(1)						
	基礎工事					(13)					
	機械装置据付工事							(10)			
	試運転								(6)		

※ () 内は、各工程の月数を示す。

⑨交通に関する事項

イ. 工事中の交通に関する事項

タービン、発電機、変圧器等の大型機器は、海上輸送し搬入する計画である。一般工事用資材及び小型の機器等の搬出入車両、工事関係者の通勤車両等は、主として川崎市川崎区水江町にあるJFE扇島正門からJFE海底トンネルを通過し扇島大橋を経て対象事業実施区域につながる経路計画である。

ロ. 運転開始後の交通に関する事項

発電用の燃料である天然ガスは、パイプラインで受け入れるため、燃料受け入れに伴う交通量の発生はない。運転開始後の交通車両としては、通常時は通勤車両の他、潤滑油及び添加剤並びに補修用資材等の運搬車両があり、定期点検時には工事車両がある。

⑩その他

イ．緑化計画

緑地は発電所計画地面積の15%以上を確保し、緑地以外の環境施設を含めて20%を確保する。

ロ．廃棄物

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき適正に処理する。

ハ．水底土砂

取放水設備工事に伴い水底の掘削を行うため、水底土砂が発生する。この水底土砂は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づく水底土砂の判定基準と比較し、適正に対応する。

3. 地域特性の把握

3-1 自然的状況

(1) 大気環境の状況

① 気象の状況

イ. 気候特性

対象事業実施区域の位置する横浜市、川崎市及びその周辺は、東日本型気候区に属し、沿岸に位置しているため、海洋の影響を受け比較的温暖な気候を呈している。

ロ. 気象概要

最寄りの気象官署は、横浜地方気象台（南西約6km）である。同気象台における1971年～2000年の30年間の観測結果によれば、年間の平均気温は15.5℃、平均湿度は68%、最多風向は北、平均風速は3.4m/s、降水量は1622.5mmとなっている。

② 大気質の状況

対象事業実施区域から半径20kmの範囲には、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）33局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）23局があり、年間にわたって連続測定が行われている。

イ 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定は、一般局30局及び自排局2局で行われている。平成13年度においては、長期的評価では全ての測定局で環境基準を達成しており、短期的評価では全ての測定局で環境基準を達成していない。

ロ 二酸化窒素

二酸化窒素の測定は、一般局32局及び自排局23局で行われており、平成13年度においては、一般局26局、自排局4局で環境基準を達成している。

ハ 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、一般局5局及び自排局19局で行われており、平成13年度においては、長期的評価、短期的評価ともに全ての測定局で環境基準を達成している。

ニ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定は、一般局33局及び自排局23局で行われている。平成13年度においては、長期的評価では一般局19局、自排局4局で環境基準を達成しており、短期的評価では一般局3局、自排局1局で環境基準を達成している。

ホ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は、一般局31局で行われており、平成13年度においては、全ての測定局で環境基準を達成していない。

ヘ 浮遊粉じん

浮遊粉じんの測定は、横浜市の一般局15局及び自排局3局で行われており、平成13年度における各測定局の年平均値は30～44 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。

ト 降下ばいじん

降下ばいじんの測定は、横浜市18地点、川崎市5地点及び木更津市1地点で行われており、平成13年度における各測定地点の年平均値は3.1～11.2t/km²/月となっている。

チ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の測定は、横浜市5地点、川崎市3地点及び東京都3地点で行われており、平成13年度においては、ベンゼンが11地点中6地点で環境基準を達成しており、その他の3物質（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は全ての測定地点で環境基準を達成している。

リ ダイオキシシン類

大気中のダイオキシシン類の測定は、横浜市15地点、川崎市2地点及び東京都4地点で行われており、平成13年度においては、全ての測定地点で環境基準を達成している。

ヌ 大気汚染に係る苦情の発生状況

平成13年度の大気汚染に係る苦情は、横浜市では公害苦情総計1,785件のうち614件（うち、鶴見区は49件）、川崎市では公害苦情総計361件のうち87件（うち、川崎区は11件）、東京都では公害苦情総計6,299件のうち、ばい煙及び粉じんに係るものが1,488件（うち、大田区は60件）発生している。

③騒音の状況

イ 環境騒音の状況

環境騒音の測定は、対象事業実施区域周辺において、平成9年～12年において横浜市60地点、平成5年において川崎市29地点で行われており、横浜市22地点、川崎市5地点で環境基準に適合している。

ロ 道路交通騒音の状況

道路交通騒音の測定は、対象事業実施区域周辺の主要な幹線道路において、横浜市及び川崎市により7地点で行われている。平成14年度においては、昼間は2地点で環境基準に適合しており、夜間は全ての地点で適合していない。また、道路交通騒音の要請限度に関しては、昼間は全ての地点（6地点）で適合しており、夜間は6地点中5地点で適合している。

ハ 騒音に係る苦情の発生状況

平成13年度の騒音に係る苦情は、横浜市では公害苦情総計1,785件のうち512件（うち、鶴見区は37件）、川崎市では公害苦情総計361件のうち169件（うち、川崎区は23件）発生している。

④振動の状況

イ 道路交通振動の状況

横浜市は、市民等からの苦情に基づき道路交通振動の測定を実施しているが、14年度は対象事業実施区域周辺で測定した地点はない。川崎市は、道路交通振動の測定は、平成14年度は対象事業実施区域周辺において2地点で行っており、

いずれの地点も道路交通振動の要請限度に適合している。

ロ 振動に係る苦情の発生状況

平成13年度の振動に係る苦情は、横浜市では公害苦情総計1,785件のうち150件（うち、鶴見区は20件）、川崎市では公害苦情総計361件のうち44件（うち、川崎区は7件）発生している。

⑤悪臭の状況

平成13年度の悪臭に係る苦情は、横浜市では公害苦情総計1,785件のうち421件（うち、鶴見区は42件）、川崎市では公害苦情総計361件のうち61件（うち、川崎区は10件）発生している。

(2)水環境の状況

①水象の状況

イ 海域の概況

対象事業実施区域が位置する横浜港は、川崎港とともに京浜工業地帯の中樞を成しており、北、西、南の三面は適度の起伏がある丘陵に囲まれ、東方海面に開かれた天然の良港となっている。さらに、内外の防波堤等が整備されていて、風や波の影響も少なく、また、十分な水深を保っている。

ロ 潮位

対象事業実施区域前面の横浜港潮位は、既往最高潮位が横浜港基本水準面（以下「Y.P」という。）+2.750m、既往最低潮位がY.P-0.430mとなっており、朔望平均満潮面と朔望平均干潮面の潮位差が約1.8mとなっている。

ハ 流況

東京湾の潮汐は半日周期の変動が卓越していることが知られている。潮流は上・下層とも沿岸に沿って、上げ潮時に北上し、下げ潮時に南下する。対象事業実施区域前面の京浜運河における流速は、東京湾湾口北西流最強時で約15cm/s、東京湾湾口南東流最強時で約15cm/sとなっており、流向は京浜運河に沿った往復流となっている。

ロ 流入河川

対象事業実施区域周辺では、一級河川の鶴見川が流れており、東京湾に流入している。

②水質の状況

イ 海域

対象事業実施区域周辺海域では7地点で水質の測定が行われている。

生活環境項目は7地点で測定されており、平成13年度において化学的酸素要求量は全ての地点で日間平均値の75%値が環境基準を下回っており、全窒素及び全磷は全ての地点で平均値が環境基準を上回っている。

健康項目は7地点で測定されており、平成13年度において全ての地点で環境

基準に適合している。

ダイオキシン類は3地点で測定されており、平成13年度において全ての地点で環境基準に適合している。

ロ 流入河川

対象事業実施区域周辺では、鶴見川が東京湾に流入しており、1地点で水質の測定が行われている。

生活環境項目は、平成13年度において河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量は環境基準に適合している。

健康項目は、平成13年度においてほう素を除いた他の項目は環境基準に適合している。

ハ 地下水

平成13年度は、横浜市114地点及び川崎市84地点において調査が行われており、このうち、横浜市において環境基準を超過した地点数は、鉛、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンがそれぞれ1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点となっている。

ニ 水質に係る苦情の発生状況

平成13年度の水質汚濁に係る苦情は、横浜市では公害苦情総計1,785件のうち88件（うち、鶴見区は3件）、川崎市は水質汚濁に係る苦情はない。

③水底の底質の状況

水底の底質の状況は、対象事業実施区域周辺海域において4地点で測定されており、全ての地点で「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に定められた水底土砂の判定基準に適合している。

また、ダイオキシン類は、対象事業実施区域周辺海域において3地点で測定されており、平成13年度は全ての地点で環境基準に適合している。

(3) 土壌及び地盤の状況

①土壌汚染の状況

イ 土壌汚染の状況

a 土壌汚染事例

土壌汚染は、横浜市では平成13年度に「横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱」に基づく指導が19件あり、川崎市では昭和61年度から平成13年度までに事例が94件発生している。

b ダイオキシン類

土壌中のダイオキシン類は、横浜市では平成12年に対象事業実施区域周辺5地点で測定が行われ、川崎市では平成10年から対象事業実施区域周辺3地点で測定が行われており、全ての測定地点で環境基準に適合している。

ロ 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域が位置する扇島は、昭和19年以降に神奈川県扇島埋立事

業により埋め立てられた人工の土地であり、昭和51年に現在の規模に至っている。現在は東亜石油(株)の貯油所及び東京ガス(株)扇島工場の一部となっている。

ハ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

横浜市及び川崎市における平成13年度の土壌汚染に係る苦情はない。

②地盤の状況

横浜市では、鶴見区の鶴見川流域及び海岸部の低地において軟弱な地盤である沖積層が厚いところで約40m堆積しており、この地域は昭和30～40年代にかけて事業場による地下水の大量揚水のために著しい地盤沈下が生じた。その対策として工業用水の供給による用水転換を実施したところ、地盤沈下が減少した。また、川崎市の臨海地域は埋立地であり、圧密沈下が終了していない地域と考えられるため、臨海地域における沈下は、公害としての地盤沈下とは区別し、自然圧密沈下として扱われている。

(4)地形及び地質の状況

①地形の状況

イ 陸上の地形

横浜市は、神奈川県東端に位置しており、西、北、東の三面は適度な起伏のある丘陵に囲まれ、対象事業実施区域が位置する東方の臨海部は埋立地となっている。川崎市は、神奈川県北東部に位置しており、北西部の多摩丘陵地、南東部の沖積低地及び臨海部の埋立地からなっている。

ロ 海底の地形

対象事業実施区域の北側に面している京浜運河の水深は約12～13m、西側に面している鶴見航路周辺の水深は約10～25mとなっている。

②地質の状況

イ 陸上の地質

対象事業実施区域は、大規模造成地となっており、表層地質は埋め立て土となっている。

ロ 海底の底質

対象事業実施区域が面する京浜運河の底質は、主に泥となっている。

③重要な地形、地質

対象事業実施区域の周辺地域に重要な地形、地質はない。

(5)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

①動物の生息の状況

イ 陸域の動物の概要

a. 対象事業実施区域周辺

ほ乳類ではドブネズミ、アブラコウモリ等14種、鳥類ではヒヨドリ、カラヒワ、メジロ等132種、爬虫類ではミシシッピーアカミミガメ、両生類ではヒキガエル、昆虫類ではアゲハチョウ、ツツレサセコウロギ等多数の生息が確認されている。

b. 対象事業実施区域内

現地調査の結果、鳥類ではカワウ、カルガモ等11種、昆虫類ではニセハネナガヒシバツタ、エリザハンミョウ等76種類が確認され、哺乳類、爬虫類及び両生類は確認されていない。

ロ 海域の動物の概要

対象事業実施区域周辺海域において、魚類ではスズキ、ボラ、メジナ等、底生生物では多毛類のハナオカカギゴカイ、軟体動物類のチヨノハナガイ等37種の生息が確認されている。

なお、横浜港、川崎港内にサンゴ礁の分布は報告されていない。

ハ 重要な種及び注目すべき生息地の概要

a. 対象事業実施区域周辺

国内希少野生動植物種のおオタカ、ハヤブサ、国際希少野生動植物種のコアジサシ、環境省レッドデータブック掲載種のチュウサギ、ミサゴ等、鳥類36種、魚類6種、昆虫類1種の生息が確認されている。

注目すべき生息地としては、川崎区扇町にコアジサシの集団繁殖地が記録されていたが、現在では駐車場等となっている。

b. 対象事業実施区域内

現地調査の結果、鳥類として、コチドリ、コアジサシが確認された。コチドリは対象事業実施区域内のオイルタンク脇の裸地で営巣し抱卵中の1巣（4卵）が確認された。コアジサシは対象事業実施区域に面する京浜運河の海面上空を飛翔する個体が確認された。

②植物の生育の状況

イ 陸域の植物の概要

a. 対象事業実施区域周辺

自然植生は存在せず、人工草地による代償植生がわずかに見られる程度である。

b. 対象事業実施区域内

現地調査の結果、ヨモギ、ヒメムカシヨモギ等57種類が確認された。

ロ 海域の植物の概要

横浜港、川崎港に現存する藻場の分布は報告されていない。

ハ 陸域の植物の重要な種及び重要な群落の概要

対象事業実施区域の周辺地域では、巨樹及び重要な群落は報告されていない。現地調査の結果、対象事業実施区域内では、重要な種は確認されなかった。

③生態系の状況

生態系の概況は、動植物の現地調査から推定すると、コチドリ、ハクセキレイ、キジバト、スズメ、ムクドリ、カラス類などを食物連鎖の高次の捕食者とする生態系が成立していると想定されるが、今後の鳥類の非繁殖期の調査結果等をもって判断する。

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 景観の状況

自然景観資源としては、対象事業実施区域の北西に海成段丘がある。また、一般市民による利用頻度が高く、対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望点としては、横浜ベイブリッジ（スカイウォーク）、横浜港シンボルタワーがある。

② 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺地域には、人と自然との触れ合いの活動の場として都市公園等が整備されている。また、緑地保全地区及び自然環境保全地域に指定された地区及び地域はなく、自然環境に係る文化財も指定されていない。

3-2 社会的状況

(1)人口及び産業の状況

①人口の状況

平成14年10月1日現在、横浜市（うち鶴見区）及び川崎市（うち川崎区）の人口はそれぞれ3,496,927人（257,979人）、1,281,706人（198,234人）となっており、両市（両区）とも増加の傾向にある。

②産業の状況

イ 産業構造及び産業配置

平成12年10月1日現在、横浜市（うち鶴見区）の従業者数1,699,750人（134,879人）のうち、第一次産業が9,067人（193人）、第二次産業が426,928人（43,106人）、第三次産業が1,230,386人（88,508人）となっている。また、川崎市（うち川崎区）は、従業者数649,403人（100,663人）のうち、第一次産業が2,964人（49人）、第二次産業が177,773人（31,383人）、第三次産業が457,387人（67,863人）となっており、両市（両区）ともに第三次産業の就業者の割合が高くなっている。

ロ 生産量及び生産額

平成12年度の横浜市と川崎市の総生産額はそれぞれ、12,289,191百万円、4,326,719百万円となっている。総生産額に対する産業別の比率は、横浜市ではサービス業、不動産業、製造業の順に高く、川崎市では製造業、サービス業、不動産業の順に高くなっている。

(2)土地利用の状況

横浜市では、総面積27,929haのうち、宅地が19,021haと最も多く、次いで畑、山林となっている。川崎市では、総面積9,083haのうち、宅地が6,956haと最も多く、次いで雑種地、畑となっている。

対象事業実施区域の周辺地域は、大部分が工業用地、運輸流通施設用地となっており、「都市計画法」に規定される工業専用地域となっている。

(3)河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

①河川の利用状況

対象事業実施区域の北西にある鶴見川では、漁業権漁業は行われていない。

②海域の利用状況

対象事業実施区域は、「港湾法」に定める特定重要港湾の横浜港の京浜運河と鶴見航路に面している。横浜港、川崎港においては、漁業権漁業は行われていない。

③地下水利用の状況

横浜市（うち鶴見区）における平成13年の地下水の揚水量（農業用井戸を除く。）は11,266m³/日（82m³/日）であり、川崎市における平成13年の地下水の揚水量は123,000m³/日（うちJR東海道線以東は132m³/日）である。

(4)交通の状況

①陸上交通

イ 道路

対象事業実施区域の周辺地域の主要な道路として、高速湾岸線、高速神奈川1号横羽線、高速神奈川5号大黒線等がある。

ロ 鉄道

対象事業実施区域の周辺地域には、JR東日本の東海道本線、東海道本線貨物線、横須賀線等があり、その他の私鉄では、京浜急行電鉄(株)の京浜急行本線及び神奈川臨海鉄道(株)の貨物線がある。

②海上交通

平成14年の横浜港への入港船舶数は43,148隻（総トン数214,181千トン）であり、海上出入貨物の総取扱量は118,074千トンである。また、同年の川崎港への入港船舶数は36,629隻（総トン数90,642千トン）であり、海上出入貨物の総取扱量は88,258千トンである。

(5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域の最寄りの学校は、北約2.1kmに神奈川県立寛政高等学校、横浜市立寛政中学校があり、病院は、北約2.7kmに森山病院がある。対象事業実施区域に最も近い住居は神奈川県立寛政高等学校の近傍にある。

(6)下水道の整備状況

対象事業実施区域が位置する扇町は、下水道整備計画区域外となっている。

横浜市（うち鶴見区）では、市域面積に対する処理区域面積は69.6%（58.2%）、行政区内の人口に対する普及率は99.6%（99.9%）となっている。また、川崎市（うち川崎区）では、市域面積に対する処理区域面積は71.5%（34.6%）、行政区内の人口に対する普及率は97.9%（100%）となっている。

(7)廃棄物の状況

平成13年度の横浜市内における一般廃棄物の総処理量は1,662,064トンであり、このうち1,593,222トンが焼却処理され、焼却残灰は泉区神明台処分地及び中区南

本牧最終処分場に埋立処分されている。また、平成12年度の横浜市域において発生した産業廃棄物量は10,158千トンであり、減量化量（焼却・脱水等の中間処理）は6,228千トン、資源化量は2,285千トン、最終処分や市外で中間処理された量は1,645千トンとなっている。

平成13年度の川崎市内における一般廃棄物の総処理量は514,470トンであり、このうち486,304トンが焼却処理され、焼却残灰は浮島地先に埋立処分されている。また、平成11年度の川崎市域において発生した産業廃棄物量は4,634千トンであり、内訳としては、汚泥が48%、鉱さいが31%、がれき類が12%となっている。

4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

環境影響評価の項目

環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用					
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設の稼働 排ガス	排 水	温 排 水	機械等の稼働	資材等の搬出入
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物				×				
			窒素酸化物	○	○		○				○
			浮遊粒子状物質	○	○		×				○
			石炭粉じん			×				×	
			粉じん等	○	○						○
	騒音振動	騒音	騒音	○	×					×	○
			振動	○	×					×	○
	水環境	水質	水の汚れ					○			
			富栄養化					○			
			水の濁り		○	○					
			水温						○		
底質		有害物質		○							
その他	その他	流向及び流速			×			○			
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			×						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)			×						
		海域に生息する動物			×			○			
	植物	重要な種及び重要な群落 (海域に生育するものを除く。)			×						
		海域に生育する植物			×			○			
生態系	地域を特徴づける生態系			×							
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○		×					○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○					○	
		残土			○						
	温室効果ガス等	二酸化炭素				○					

注 1. は標準項目を示す。

2. ○は影響要因があるため、環境影響評価の項目として選定した項目

3. ×は該当する影響要因がないため、環境影響評価の項目として選定しない項目

5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。審査は、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第7条第1項第2号に定める火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所の環境影響評価の標準項目（以下「標準項目」という。）に照らし、事業特性及び地域特性を踏まえて行った。

① 事業者が削除している標準項目

影響要素		影響要因	審査結果	
大気環境	大気質	硫黄酸化物	発電用の燃料として天然ガスを使用することから、燃焼に伴い硫黄酸化物は排出されないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
		浮遊粒子状物質	発電用の燃料として天然ガスを使用することから、排出ガス中にばいじんは含まれないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
	石炭粉じん	地形改変及び施設の存在	発電用の燃料に石炭を使用しないことから、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
		施設の稼働（機械等の稼働）	発電用の燃料に石炭を使用しないことから、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
	騒音	騒音	建設機械の稼働（機械等の稼働）	工事中は、建設機械の稼働に伴い騒音が発生するが、対象事業実施区域は、騒音規制法の指定地域となっていないこと、また、近傍（1km範囲内）に民家等が存在しないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。
			施設の稼働（機械等の稼働）	供用時は、機械等の稼働に伴い騒音が発生するが、対象事業実施区域は近傍（1km範囲内）に民家等が存在しないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。
振動	振動	建設機械の稼働（機械等の稼働）	工事中は、建設機械の稼働に伴い振動が発生するが、対象事業実施区域は、振動規制法の指定地域となっていないこと、また、近傍（1km範囲内）に民家等が存在しないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
		施設の稼働（機械等の稼働）	供用時は、機械等の稼働に伴い振動が発生するが、対象事業実施区域は近傍（1km範囲内）に民家等が存在しないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
水環境	その他	流向及び流速	埋立等の地形改変を行わないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。	
その他環境	地形及び地質	重要地形及び地質	地形改変及び施設の存在	既存の埋立地である貯油所を撤去した跡地を利用するため、土地の形状の変更、埋立等の地形改変を行わない。また、対象事業実施区域の近傍には重要な地形及び地質が存在しないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。
動物	重要な種及び生息地（海域を除外する。）	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域内の現地調査を実施したものの、一部に重要な種が確認されたことから、現地調査を追加実施し、その結果を踏まえ、項目として選定するか否かを検討すべきと考えられる。	
		海域に生息する動物	地形改変及び施設の存在	埋立等の地形改変を行わないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。
植物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域内の現地調査を実施したものの、同時に実施した動物の調査において、一部に重要な種が確認されたことから、植物においても現地調査を追加実施し、その結果を踏まえ、項目として選定するか否かを検討すべきと考えられる。	
		海域に生育する植物	地形改変及び施設の存在	埋立等の地形改変を行わないため、評価項目として選定しないことは妥当であると考えられる。

生態系	地域を特徴づける生態系	の存在 地形改変及び存在	陸域に生息する動物及び陸域に生育する植物の存在について、一部追加検討すべき対象な構成要素と考えられる。
人と自然との活動の場	主要な活動の場	地形改変及び存在	発電所計画地は、既存の埋立地の形状実評を考慮し、対象としない。

② 事業者が追加している項目

影響要素			影響要因	審査結果
大気環境	大気 浮遊粒子状物	浮遊粒子状物	工事用の資材搬出入	工事資材等の搬出入車両により排出される浮遊粒子状物質の影響が考慮される。
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い排出ガス中に浮遊粒子状物質が含まれるため、評価項目として選定される。
			資材等の搬出入	定期点検時に一時的に輸送車両等が増加するため、評価項目として選定することは妥当であると考えられる。

③ 追加を再検討する必要がある項目

なし

6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について事業特性及び地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は発電所アセス省令第9条第1項第2号に定める標準項目に係る標準的な調査及び予測の手法を基に選定されており、評価の手法は発電所アセス省令第12条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから概ね妥当なものと考えられるが、次の影響要素及び影響要因に係る調査、予測及び評価手法については、検討する必要があると考えられる。

①検討が必要な調査、予測及び評価手法

影響要素		影響要因	審査結果
大気環境	大気質	硫酸黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	工事用資材等の搬出入 タービン、発電機、変圧器等の大型機器は船舶により海上輸送し、発電所建設予定地岸壁から搬入する計画としていることから、資材運搬船から排出される硫酸黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる場合には、調査、予測及び評価手法について検討することが必要であると考えられる。
		窒素酸化物	施設の稼働（排ガス） 施設の稼働に伴う大気質については、定格出力運転時のみならず、当該発電所のガスタービンの起動から定格出力運転に至るまでの低負荷域及び定格出力運転から停止に至るまでの低負荷域の窒素酸化物排出濃度が高くなることから、これらの低負荷域における窒素酸化物についても検討し、必要に応じ予測・評価することが必要であると考えられる。